

議案第 22 号

四万十町体験型観光施設条例について

四万十町体験型観光施設条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町体験型観光施設条例

(設置)

第 1 条 四万十川流域の豊かな自然環境の活用による交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資するため、四万十町体験型観光施設（以下「体験観光施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体験観光施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
四万十川ジップライン	四万十町十和川口 43 番地 3

(業務)

第 3 条 体験観光施設においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 体験観光施設の管理運営に関すること。
- (2) 体験観光施設の使用に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(使用の許可)

第 4 条 体験観光施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、体験観光施設の使用を許可する場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体験観光施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 体験観光施設を使用しようとする者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 体験観光施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、別表に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内において、町長が規則で定める額とする。

(使用許可の取消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 使用の許可条件に違反したとき。
- (2) この条例に違反し、又は町長の指示に従わないとき。
- (3) その他体験観光施設の管理上支障が生じたとき。

(損害賠償)

第8条 使用者は、体験観光施設の施設等に損害を与えたときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 体験観光施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3の規定により、法人その他の団体で町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合は、町長は、指定管理者に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する業務に関すること。
- (2) 体験観光施設の使用の許可に関すること。
- (3) 体験観光施設の利用料金の収受に関すること。
- (4) 体験観光施設の使用の取消し、停止又は制限に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

- 3 第1項の規定により体験観光施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条から前条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「町長が規則で定める額とする」とあるのは「あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする」と、第7条及び前条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う特例)

第10条 町長は、法第244条の2第11項及び四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第9条第1項の規定に

より、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、必要な限度において、自ら体験観光施設の管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分		基準額（1 人 1 回につき）	
		個人	団体（20 人以上）
ジップライン	18 歳以上の者	1,800 円	1,620 円
	18 歳未満の者	1,200 円	1,080 円
附属設備		設備の種類又は品目ごとに規則で定める額	